

生活保護のしおり

- このしおりは生活保護の概要、また、生活保護を受けている間の必要なことについて記してあります。生活保護を申請、受給される方は、必ずお読みください。
- 必要なときに見ることができるよう保管してご利用ください。

地区担当員（ケースワーカー）の役割

あなたの生活の維持・向上のため、家庭訪問などで必要な相談活動及び指導をすることがあります。何か困ったことがありましたら担当員に相談してください。

地区担当員は、知り得た秘密は守ります。

<連絡先>

目黒区福祉事務所生活福祉課保護第 係

☎ 1 5 3 - 8 5 7 3 目黒区上目黒 2 - 1 9 - 1 5

☎ (3715) 1111 内線 _____ 担当員 _____

民生委員とは

あなたの地域に住んでいて、福祉事務所などの仕事に協力してくれる人です。福祉事務所の依頼により家庭訪問などをすることがあります。

民生委員は、知り得た秘密は守ります。

あなたの地区の民生委員は _____ さんです。



目黒区



令和6年10月

1 生活保護について

(1) 生活保護制度とは

日本国憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき、給与や年金手当等の収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、困窮の程度に応じて必要な給付を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

(2) 自立とは

自立には以下の考え方があります。

日常生活自立 ➡自分で自分の健康・生活の管理を行うなど日常生活における自立を目指します。

社会生活自立 ➡社会的なつながりができ孤立せず社会の一員として充実した生活を送ることができるよう社会生活の自立を目指します。

経済的自立 ➡就職等により自分で収入を得て生活できるよう経済的自立を目指します。

～厚生労働省社会保障審議会資料より～

◎地区担当員は、世帯の状況・個別の課題を把握し、関係機関とも連携し自立を支援します。

～こんな時にご相談ください～

- ・すぐに活用できる資産等がなく収入が少なくて生活ができない。
- ・病気やけがで働くことができずに生活に困っている。

～さまざまな事情により生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。

まずはご相談ください。～

2 生活保護を利用する要件

生活保護の制度は、資産・能力、その他のあらゆるものを生活のために活用していただくことを要件としています。そのため、収入や資産を正しく届け出ることが法律で義務付けられています。

(1) 資産の活用

土地・家屋等の不動産、自動車やバイク、株、生命保険等の解約返戻金など売却可能な資産や活用可能な資産については、活用し生活費に充てていただきます。なお、一部保有が認められる場合もありますので申告してください。

原則、車の保有はできませんが、障害のある方の通勤や、半年以内に就労自立の見込みが大きい場合などには保有が認められることもあります。担当の地区担当員にご相談ください。

(2) 能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて収入を得るように努めてください。なお、目黒区福祉事務所では、自立支援にも力を入れていますので、ぜひ支援をご活用ください。専門の就労支援員が関係機関と連携し、安定して働けるまで就職後もサポートします。

(3) 他の制度の活用

年金、各種手当、医療助成、雇用保険、傷病手当金等、他の制度の適用を受けることができる場合は、それらを優先して活用していただきます。

※扶養義務者の援助について

親、成人した子、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務がある方から援助を受けることができる場合は、そちらをご検討ください。親族から援助を受けても、最低生活費に足りていなければ、不足する分は生活保護費で支給されます。援助が見込まれる親族には、扶養照会を行うことがあります（生活保護の利用要件ではありません）。DV(家庭内暴力)や虐待等の特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので事前にご相談ください。

3 生活保護利用までの流れ

相談

現在のお困りごとについてご相談ください。相談員がご家庭の状況を詳しくお聞きします。また、生活保護制度について説明をさせていただきます。

他の社会保障制度が活用できる場合には、そちらもあわせてご案内します。

※お住いのない方でも生活保護の相談をすることができます。



申請

生活保護の申請は、保護を受けようとする方（ご本人）以外に、扶養義務者（※１）又は同居の親族、成年後見人がすることができます。また入院中などの理由で直接申請できないときには、病院の相談員を通じて申請の意思を示すことができます。申請は、申請書に必要事項を記入して提出してください。なお調査に必要な書類（※２）の提出が必要になる場合があります。

（※１）親、子、兄弟姉妹等（民法第 877 条）

（※２）調査に必要となる書類は、申請書を提出した際に揃っていない場合でも申請は可能です。

調査に必要な書類は、早い決定ができるよう申請後、早めの提出をお願いします。



調査

申請された方の住まい（入院されている方は病院）を福祉事務所の地区担当員が訪問し生活状況、生活保護を受けるための要件を満たしているか、どのような保護が必要かなどについて伺い、提出された書類とあわせて確認します。調査内容は、生活歴、婚姻歴、職歴、病歴、預貯金や不動産などの資産、親族交流・扶養に関する事項等です。必要に応じて福祉事務所から関係先（金融機関等）への照会を行います。



決定

原則、生活保護を申請した翌日から 14 日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長 30 日以内）に生活保護が必要かどうかの結果を通知します。



保護費の支給

保護費は、原則として月初に支給します。

支払い方法は口座振込が原則です。しかし、状況により窓口での支給にすることがあります。窓口での支給の場合は、受取時間（14時～16時）を定めています。円滑に支給するために時間を厳守してください。なお、病院に入院中の方や、施設に入所している方は、病院や施設にお送りすることもあります。また病院・施設等へのお支払いを支援する金銭管理支援事業も行っておりますので、あわせてご利用をご検討ください。

4 生活保護のしくみ

国が定めているあなたの世帯の1ヵ月の最低生活費と、あなたの世帯全体の収入とを比べて、あなたの世帯の収入が少ない場合、その不足分を保護費として支給します。

(1) 生活保護の原則とは・・・

- ・保護は原則、世帯を単位として行います。同居している方が親族でも他人でも、同じ家に住んで生活をともにしている場合は、同じ世帯としてみなします。世帯全体で保護が必要かどうかを判断しますので、原則、世帯の一部の方のみで生活保護を受給することはできません。

(2) 収入とは・・・

- ・勤労収入、事業収入、援助収入、不動産収入、年金、手当、保険金、臨時収入など、世帯のすべての収入から、その収入を得るための経費などを差し引いた(控除した)金額、ただし、収入の中には、社会通念上または世帯の自立更生のために、収入として、認定しないものもあります。

(3) 控除とは・・・

- ・収入を得るための経費であり、事業経費、社会保険料、税金、交通費などの実費や基礎控除といったものです。その他にも、新規就労控除、20歳未満控除があります。

(4) 基礎控除とは・・・

- ・勤労に伴って必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的として勤労収入から控除します。
- ・基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式(収入金額に比例して控除額も増加する)を採用しています。

保護費の計算方法の例

生活費＝
(基準額)

生活扶助			住宅扶助	教育扶助	医療扶助
1 類 年齢	2 類 世帯員別	加算 個人別			

現金で支払います 現物給付

例えば、あなたの世帯の生活保護基準を10万円とします。

例1

収入が全くないとき、全額を支給します。

<生活費(基準額)>	<収入>	<保護費>
10万円	0円	=10万円

例2

収入があるとき(年金による収入)

<生活費(基準額)>	<年金月額>	<控除された介護保険料>	<保護費>
10万円	— (84,000円	— 4,000円)	=2万円

例3

収入があるとき(就労による収入)

<生活費(基準額)>	<収入総額>	<控除額(収入額に応じた額)>	<保護費>
10万円	— (70,400円	— 20,400円)	=5万円

5 生活保護の内容

世帯の状況に応じて支給される扶助は異なります。各扶助には、国が定める基準があり、その基準により算定した額の合計が最低生活費になります。

(1) 扶助の種類

生活保護には次の8つの扶助があります。世帯の構成、生活実態により受けることができる扶助が異なります。

- | | |
|-------|--|
| ①生活扶助 | 食費、衣服費、光熱水費等の日常の暮らしに必要な費用。 |
| ②住宅扶助 | 家賃、地代等の住むための費用。 |
| ③教育扶助 | 学級費、教材代等、義務教育に必要な費用。 |
| ④介護扶助 | 介護サービス（居宅・施設サービス）を受けるときの自己負担相当）の費用。 |
| ⑤医療扶助 | 病気やケガを治療するための費用、処方薬、治療材料（眼鏡等）の費用。 |
| ⑥出産費用 | 出産にかかる費用（通常、児童福祉法の入院助産制度の利用が優先されます）。 |
| ⑦生業扶助 | 仕事に必要な技能を身につけるための費用、就職のための費用、高等学校等の就学に必要な費用。 |
| ⑧葬祭扶助 | 葬祭に必要な費用。 |

(2) 一時扶助

毎月の決まった生活費のほかに、一時的な需要に応じるために、一時扶助の制度があります。

支給には、一定の条件がありますので、事前に地区担当員にご相談ください。

- | | |
|---------|---|
| ①被服費 | 保護開始時又は長期入院の退院時の布団・衣類・新生児服、おむつ、学童服の費用。 |
| ②家具什器費 | 保護開始時又は長期入院後の退院にあたって新たにアパート等を借りるとき、必要な家具什器を所持していない場合に炊事用具・食器などを購入するための費用、冷暖房器具を購入するための費用。 |
| ③敷金・更新料 | アパートの入・転居時の敷金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料、契約更新時の更新料、更新手数料等 |
| ④移送費 | 医療機関に通院するための最小限の交通費、引越しの運送費など。 |
| ⑤入学準備金 | 小学校、中学校、高等学校等に入学する際の費用。 |
| ⑥住宅維持費 | 屋根、壁、たたみ、網戸、建具、水道設備、配電設備を修理する費用など。 |

⑦配電・水道・下水道設備費

水洗便所の設置にともなう場合など。

⑧その他

学童服（小学4年進級時）の購入、期末一時扶助など。

※①～⑧以外にも一時扶助があります。他の一時扶助、内容や手続き等について詳しく知りたい場合は、地区担当員にお尋ねください。

（3）加算

一定の要件に該当する場合、毎月支給される保護費に加えて支給されます。

- ①障害者加算 一定程度の障害がある方に対して支給されるもの。
- ②母子加算 児童を養育するひとり親等に対して支給されるもの。
- ③児童養育加算 児童を養育している方に対して支給されるもの。
- ④妊産婦加算 妊婦及び産婦に対して支給されるもの。
- ⑤冬季加算 目黒区にお住まいの場合、11月～翌年3月の冬季における暖房費の増加に対応するためのもの。

※①～⑤以外にも加算があります。他の加算、内容や手続き等について、詳しく知りたい場合は、地区担当員にお尋ねください。

※加算が2つ以上該当する場合は、調整されることがあります。



6 申告（届出）が必要なもの

生活状況に変化があった時は、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

（１）収入に変化があったとき

- ・ 毎月の給与（高校生のアルバイト代を含む）、賞与収入があったとき。
- ・ 年金や公的手当等の収入があったとき。
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- ・ 交通事故の慰謝料、賠償金、補償金等があったとき。
- ・ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき。
- ・ 資産（不動産、自転車やバイク等）の売却収入があったとき。
- ・ 私物を売却し売却益があったとき。
- ・ 相続、養育費、仕送り等の収入があったとき。

※これらは一部の例です。あらゆる収入の申告が必要ですので、金額の大小にかかわらず 収入があったときは必ずその都度申告をして下さい。

あなたからの収入申告額が正確かどうかを調査する場合があります。
あなたやあなたのご家族が提出された収入申告書の内容と課税台帳に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をしています。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。また、生活保護の廃止後も生活保護を利用していた期間の調査を行います。

※課税台帳とは給与や年金等の収入の情報が記載されている台帳（給与等の支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告しています）。

※正しく収入申告を行うと、次のような控除を受けることが可能です

・ 就労収入に対する控除 （４ページを参照してください）

・ 高校生のアルバイト収入に対する控除

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校等の入学金など、自立更生に充てられると認められたものは収入として認定しない取扱いがあります。

※他にも、自立更生のために充てられると判断されるものは、収入として認定しない取扱いができる場合があります。地区担当員にご相談ください。

(2) 世帯状況に変化があったとき

- ・住所が変わったとき（転居については必ず事前に相談してください）。
- ・世帯員に変化があったとき（出生、死亡、転入、転出、入院、退院、入学、卒業、退学、事故、結婚、離婚など）。
- ・就職や離職をしたとき。
- ・社会保険等の資格を取得、喪失したとき。
- ・新規口座を開設したとき。
- ・家賃や地代が変更されたとき。
- ・生命保険等の加入、解約、名義変更をするとき。
- ・障害者手帳の取得・更新、等級の変更があったとき。
- ・海外渡航をするとき。
- ・その他、生活状況に変化があったとき。

(3) 資産申告について

年に一度、資産に関する申告が必要です。福祉事務所から資産申告書が届きますので、書類に記入して地区担当員に提出してください。

提出書類・・・資産申告書（世帯員全員分を提出していただきます。）

以下の添付資料も必要になります。

- ・記帳した預金通帳やインターネットバンキングの出入金明細の写しなど
- ・その他、保有する資産の関連資料

(4) 申告（届出）をしなかったり、事実と異なる報告をしたとき

必要な申告（届出）をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる報告をして不正に生活保護を利用した場合、不正受給となり、保護費を返還してもらうことになります。また、悪質な場合は返還金の加算や告訴することもありますのでご注意ください。

7 保護費の返還と徴収について

◎次のような場合は、支給した保護費を返還していただくことがあります。

・資力がありながら保護を受けた場合の返還（生活保護法第 63 条）

資力（土地・家屋・自動車・バイク・生命保険・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権等）があるものの、すぐに活用することができず、窮迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん保護を開始（継続）します。ただし、資力が換金されるなど、活用できる状態になったときは、それまでに受けた保護費（医療費・介護費を含む）を遡って返還していただきます。

・不正受給の費用徴収（生活保護法第 78 条）

収入申告・資産申告の届出を故意に怠ったり、虚偽の申告をするなど不正な手段により保護を受けた場合には、保護のために要した費用の全部又はその額に 100 分の 40 を乗じた額までを徴収されることがあります。

・罰則（生活保護法第 85 条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合は、費用徴収にとどまらず、3 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金、又は刑法の規定に基づき、処罰を受けることがあります。

・生活保護受給中の医療費の支給と返還について

医療保険のうち国民健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯が、生活保護を開始した場合は、その資格を失い高額療養費制度等を利用できなくなるため医療費全額（10 割分）が生活保護費（医療扶助）から支給されます。このため、生活保護費の返還が生じた場合には、保護受給中にかかった医療費全額（10 割分）が返還対象になり、医療保険の自己負担、高額療養費制度を利用した場合の医療費との差が大きくなる場合があります。

・生活保護法第 63 条の適用

原則は全額を返していただきますが、自立更生に必要な費用などが認められれば、一部が免除されることがあります。

※その他、世帯の収入や生活状況（1 ヶ月以上の入院や施設入所等）に変化があった場合に、支給した保護費を返還していただくことがあります。

8 利用できる制度や支援

生活保護が適用になった場合、届出により次のような制度が利用できます。

- ①地方税 住民税、固定資産税の免除（生活扶助を受けている方など）
- ②年金 国民年金保険料の免除、心身障害者扶養年金掛金の半額免除
- ③都営住宅 都営住宅入居保証金・共益費の免除（各住宅で集められている自治会費、共益費は免除になりません）、住宅使用料の減額
- ④上下水道 上下水道基本料金の免除
- ⑤交通 都営交通（地下鉄・都電・バス）の無料パスの交付（世帯で1名のみ、居宅保護以外は保護開始3か月から）、J R通勤定期乗車券の割引
- ⑥放送 NHK放送受信料の免除。現在、受信契約を結んでいる方が対象となります。
- ⑦教育 目黒区奨学資金（高校・高専就学者）の貸付、都立高等学校の授業料の免除
- ⑧その他 ごみ袋は、清掃リサイクル課・清掃事務所・清掃事業所で支給します。粗大ごみ収集手数料免除。消火器の支給

※これらの制度を受けるには、各管轄部署に「保護受給証明書」の提出が必要になる場合があります。「保護受給証明書」はその都度、交付申請してください。

※手続きについては、地区担当員に相談してください。

◎生活保護受給中は担当の地区担当員が家庭訪問を行います。

世帯の生活状況や健康状態などを把握し適切な支援をするため、ご自宅や病院等に地区担当員が訪問し、近況について伺います。家庭訪問の際にご不在の場合は「不在連絡票」を置いていくことがあります。生活実態を把握するための訪問ですので、不在連絡票を見たら内容をよく読み、担当の地区担当員にご連絡ください。

◎自立を支援するための制度があります。

○進学・就職準備給付金

高校生が大学等へ進学する際、または安定した職業に就くことができた際に、新生活の立ち上げを支援するための費用として支給されます。

○就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

※支給できる条件や申請期間が定められていますので、詳しくは地区担当員にご相談ください。

9 保護を受けた場合の権利

- ①一度決定された保護は、正当な理由なく止められたり減額されたりしません。
- ②保護として受けたお金や品物、また保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。
- ③保護として受けたお金や品物には税金はかかりません。

10 不服のあるとき

福祉事務所の決定に不服がある時は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対して、審査請求をすることができます。

審査請求の結果について不服のあるときには、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、生活保護の相談や、保護受給中の対応に苦情があるときには、「目黒区保健福祉サービス苦情調整委員会」
電話03-5768-3963に苦情を申し立てることができます。

11 その他

①外国籍の方

「永住者」・「定住者」・「永住者の配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「特別永住者」・「難民認定を受けた者」等で日本での就労活動等に法律上制限のない外国人が要保護状態にある場合、生活保護法を準用して保護を行います。行政不服審査については一部の事項を除いて審査請求対象外となります。

②暴力団員

暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ている可能性が極めて高く、収入の申告がされることも期待できません。また保護費が暴力団の資金源となる恐れがあり、資産・収入を活用できているとは判断できないため、保護の要件を満たさないものとして急迫した状況にある場合を除いて申請を却下します。また、保護受給中に暴力団員であることが判明した場合も、同様の考えに基づき保護廃止の対象になります。

※このしおりは生活保護の概要です。何かわからないことがありましたら、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。